

平成 16 年(ネ)第 2435 号 損害賠償請求事件

控訴人 竹下 勇子

被控訴人 静岡市 外 1 名

2006 (平成 18) 年 3 月 7 日

控訴人訴訟代理人 弁護士 渡 邊 彰 悟
同 福 地 直 樹

東京高等裁判所 第 5 民事部 御中

鑑 定 申 請 書

第 1 立証すべき事実

スライド A 及びパラフィン包埋ブロックについて、各々ミトコンドリア DNA 解析を行うこと、これによって、被控訴人の主張してきた永久標本が原告由来の組織ではないことを明らかにする。

第 2 鑑定の必要性

1 控訴審におけるティーエスエル鑑定について

ティーエスエルの鑑定人としての適格性が欠落していたこと、そして、鑑定の技量においても十分な能力を持ち合わせていなかったことは、控訴人準備書面(2)において論じたとおりであります。

端的に、「STR は細胞核内の DNA から検出されます。細胞核内の DNA は 1 個の細胞あたり 1 コピーしか存在 しないのに対し、ミトコンドリア内の DNA は数百〜数 千コピーも存在している上、細胞核内の DNA に比べてサイズがはるかに小さいため、DNA の分解が進んだ陳旧試料や 1 本の毛髪毛幹部から、STR は検出できなくても、ミトコンドリア DNA の検出は可能な場合があります。したがって、一般的には、同一試料から STR は解析できてミトコンドリア DNA は解析できないということは考え難いことです」という永井教授の見解は多くの専門家であれば当然に感じることであります。控訴人が、か

かる結果も、その適格性に問題のある背景に由来した、いわば作為によるものと疑念をもつのは当然であります。

また、結局のところ、今回のティーエスエル鑑定において、STR法によって解析された内容に基づいて、その鑑定報告書にある確率で同一性を認めようとしても、そこには作為の入っていた可能性を否定しえません。また、仮に作為という問題をおいたとしても、今回のSTR法での解析の結果をみても必ずしもこれによって、その各組織の同一人に帰属するものといえるかどうかは確定するわけではないことは永井教授の回答書をもても明らかであります。

すなわち、「同一試料において、STRのタイプが一致して、ミトコンドリアDNAのタイプが不一致ということは、特に、検出されたSTRのタイプが出現頻度の高いタイプである場合などでは十分に考えられる」（甲119）ということです。

結局今回のティーエスエルによる鑑定では、その結果の信用性にも大きな疑念を残し、控訴人が求めた鑑定の意味はなかったに等しいものとなりました。

(2) 現時点で求められている鑑定内容

このような状況では、控訴審に至って裁判所がせつかく鑑定の道を開いていただいた意味がありません。控訴人としては、どうしても、原審での支倉・佐藤鑑定におけるミトコンドリアDNAの3箇所塩基配列の違いの意味を確定させたいと考えますし、そのことが明確にならないままに審理は終了することができないものと考えます。

つまり、現時点では以下のような結果のみが残っているということです。

塩基番号	アンダーソンモデル	竹下さんの血液 (①)	包埋ブロック (②)
16129	G	A	G
16223	C	T	C
16245	C	C	T/C

この結果こそが、現在残っている客観性のある DNA 解析の内容であります。

そして、この結果は癌化による変異では説明のできないことも既に準備書面(2)で論じたとおりです。帰結として残っているのは、他人のものであるという可能性なのです。にもかかわらず、現時点では原審の判断はこれに真っ向に反しています。この判断を維持することは、今のままの状態では不合理といわざるを得ません。

そこで、申立人は前記の趣旨で鑑定を求めます。ミトコンドリア DNA の解析によってこそ、支倉・佐藤鑑定との対比は明確になります。これが控訴人としての最後の申請です。ティーエスエルの鑑定には信用性がないこと、場合によっては作為すらあることはこれまで論じたとおりです。この鑑定を前提には審理を終了すれば審理不尽ということになることは明白です。この間組織の同一性に関する病理の鑑定も申請をしまいましたが、端的に上記の鑑定を求めます。この鑑定こそが求めている結果を導くと確信するからであります。

第3 鑑定事項

- 1 パラフィン包埋ブロック（現在裁判所保管）について、HV-1・HV-2・HV-3 領域のミトコンドリア DNA の塩基配列の解析を行うこと
- 2 スライド A について、1 項と同様の解析を行うこと
- 3 竹下の組織（血液等）について、1 項と同様の解析を行うこと

以上